

別記様式第1号(第四関係)

おおい地区活性化計画

福井県(代表)

福井県おおい町

平成25年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	おい地区活性化計画						
都道府県名	福井県	市町村名	おい町	地区名(※1)	おい地区	計画期間(※2)	平成24年～平成27年

目標 : (※3)
 林業の振興を図るため林産物生産環境の整備をすすめ、シイタケ生産・販売量の拡大を図り、雇用を増やすことで、農林業者の定住化(現状276名の維持)に努めたい。
 具体的な数値目標として計画の最終年度平成27年度の計画区域内におけるシイタケの販売量を平成20年から平成23年の平均実績155.22tに対し11%増加させ173tとする。

目標設定の考え方
地区の概要:
 おおい地区は、福井県の南西部に位置し、西は大飯郡高浜町、京都府綾部市、南は京都府南丹市、東は小浜市、滋賀県高島市に接している。町域の90%以上が山林で占められていると同時に、若狭湾国定公園に面した美しいリアス式海岸を有するなど、豊かな自然に囲まれている。
 おおい地区では、町の第1次総合計画に基づき、町内の生産農家に高品質な菌床を安定供給するため、平成23年度には町が実施主体となりシイタケ菌床培養施設を建設し、平成24年度には、それまで菌床の培養から発生までを担っていた既存施設を発生に特化した施設に改修する等、林業生産環境の整備を推進するとともに、この地で採れた山の幸を観光客に提供するなど観光との連携強化や流通販路開拓への支援など林産物の付加価値化により、林業の振興を図っている。

現状と課題
 シイタケはおおい地区の特産品であることから、上記のとおり町の施設は新設・改修を行い高品質なシイタケの増産を図っている。
 しかしながら、個々のシイタケ生産農家の多くは、施設の老朽化と自身の高齢化による生産量の減少が見受けられ、後継者の育成が急務である。

今後の展開方向等(※4)
 JA及びおい町シイタケ生産組合との連携を図り技術研修会等による品質向上、ブランド力強化に努め、販路拡大を図るとともに後継者及び新規生産農家の参入を推進する。
 また、新規就農者や水稲を中心とした担い手農家へ冬期間価格が高値で推移するシイタケ栽培への参入を促し、多角経営による年間所得の向上に目を向けてもらうとともに生産農家の発掘に努める。
 これらのことにより、農林業者の定住促進と地域の活性化を図る。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
おおい町	おおい地区	生産機械施設(特用林産物生産施設)	長井シイタケ組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
おおい町	おおい地区	きのこ梅の里づくり生きがい特別対策事業(町単)	しいたけ生産組合・梅栽培管理組合	高齢者(60歳以上)と障害者の雇用経費を助成 補助事業者 事業実施主体 実施期間 H8～H27年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

3 活性化計画の区域(※1)

大飯地区 福井県おおい町	区域面積 (※2)	21.221ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域は総面積21,221haであり、うち耕地面積は757ha、森林面積は18,731で、併せて19,488haになり総面積の約9割を占めている。 また、就業者数に占める農林業者数の割合は約6.5%であり農林業は重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 当該区域は、土地利用状況からみて、今後も農林業は重要な産業である。 また、人口(平成19年から平成23年約5.8%減)減少や高齢化率(65歳以上平成19年から平成23年約0.7%増)からみても、 農林業の担い手への支援を行い、定住を促進することは重要であり、当該区域の農山村としての魅力を高めることにも繋がる。		
③法第3条第3号関係: 当該区域は都市計画区域外であり、住宅が密集しているJR若狭本郷駅前通りも農業振興地域に指定されていることから、市街地を形成していない区域といえる。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	/	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たったの基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

シイタケに関しては、毎年度、特用林産物生産統計調査により販売量、従事者数を確認する。
農林業者の定住人口については、福井県市町勢要覧により毎年確認する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

